

令和2年第6回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和2年6月3日（水）午前9時55分～午前10時53分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前9時55分）

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和2年第6回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木知文委員を指名します。よろしくお願ひします。

岩崎委員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、6月3日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日6月3日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。

お手元に「令和2年5月 教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が5月8日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

5月11日以降、2週間に渡って学校が休業となり、25日に本格再開となっております。11日から22日までの臨時休業期間でありましたが、本町では、7日、8日の2日間は授業日としました。また、11日から22日までの期間は、小学校は6日間、うち2日は一斉登校、中学校は10日間毎日登校日という形をとりました。今回の6月議会ではそのあたりの質問が多いのですが、テレビ等の報道はほとんど大都市部を中心としたものであって、東京などは昨日に入学式が行われたようですが、地方の現状と異なっているので同様には考えられないということを答弁したいと考えております。登校日には給食の提供も行っております。今は夏休みをどうするかという話をしているところでありますが、現状ではそこまで無理をして夏休みに何日も学校に来させる必要はないのではないかと考えているところでございます。ただ、中学3年生だけは別に何か手立てする必要があると考えております。授業という形ではなくて別の方法でできないか現在、東西中学校と話をしているところであります。高鍋高校にも協力要請をしているところです。5月10日には花守山の草刈に参加しております。5月11日の高鍋運送との協議でありますが、これは何かと言いますと、先ほど申しましたように今回の新型コ

川上 教育長 ロナウイルス感染症について、本町ではなるべく学校を休業しないで児童生徒を登校させるという考え方を持っているのですけれども、逆に言えば外側から感染が入ってこないようにするという水際対策が非常に大事となります。そのようなことで、東京などの警戒地域に行った児童生徒については2週間登校を控えてほしいという要望をメールで周知を行った際に、県のトラック協会の方から厳しすぎるのではないかというような内容のご指摘を受けまして、それでトラック協会の役員をされている高鍋運送の代表の方に説明に伺ったというものでございます。それでも私どもとしては、学校を継続していくためには、そういう対応も仕方のことだと思っております。13日には延岡市の（株）昭栄様から学校で使用するマスクと消毒薬の贈呈を受けております。14日の養護教諭部会との協議についてでございますが、新型コロナウイルス関係については、校長会以外にも、養護教諭部会とも数回話し合いをもって対策に努めております。同じく14日に家庭教育学級の第1回目の運営委員会を行っております。18日の臨時校長会もコロナ対策にかかるものでございます。同じく18日に学習塾訪問を行っておりますけれども、これについては、5月29日に学習塾との情報交換会を実施するに当たり、数日に渡って町内の学習塾を池澤対策監と訪問しております。学習塾との情報交換会については、2つの狙いがございます。町外への高校流出の問題もそうですが、塾もパートナーと認めて一緒に本町の教育力を向上させるという狙いもございます。会議は非常に率直な意見のやり取りがございまして、充実したものになったのではないかなどと考えております。19日には第1回の教頭会が行われております。同じく19日に宮崎県教育庁の黒木次長が訪ねてきました。内容は、小中学校の修学旅行についてでした。県外への移動制限がかかっている中ではありますけれども、このまま実施しないというわけにはいかないので、県内で修学旅行ができないか考えているというお話をされました。県内の宿泊業者の方々の支援にもつながる上、学校も修学旅行ができる、いろんな業者の方にもメリットがあるということで現在県は進めているようです。昨日、副知事との懇談会があつたのですが、その時にもこの話題が出ていました。本町の場合、中学校は来年の5月に2年生・3年生一緒にやろうとしているようです。ほかの多くの市町村もそうだと思いますが、小学校であれば県内での修学旅行は可能かなと考えているところです。昨日の情報では西諸県郡あたりではもう地域を挙げて受け入れ態勢を作るようになっているということでした。黒木次長から提案があった時は大丈夫かなと思っていたけれどもそれからだいぶ話が進んでいるような感じを受けました。次に20日ですが、教科領域別部会の部長会議を行っております。22日には、急遽、西都児湯の教育長に集まつもらいました。25日から学校を再開したときに、今までの基準で、例えば高鍋であれば、町内に感染者が出た時点で全ての学校は休業ということにしていたら、学校はもう授業ができなくなってしまうので、この基準の見直しについて協議を行っております。川南町も新富町も22日の会議の前の段階ですでに基準を変更していました。本日お配りしております別添資料の3ページにあるように今後は、町内で発生したとしてもすぐには休校とはしません。今まででは4校同時に休業としていたのですけれどもこれを学校ごとにしています。基本的に実は文部科学省は早い段階からできる限り休業しないという方向性を打ち出していたので、その考えに基づいた対応をとっていくこうということでございます。例えば資料の4番に家族が濃厚接触者又は検査対象者となった場合とありますが、実は昨日1件これに該当するかもしれないような事例がありまして、少し我々は肝を冷やしたのですけれども、病院を受診した段階で該当しないということで

川上教育長 が分かりホッとしたところでした。このような時、今までであれば4校とも休業措置をとっていたのですが、もう少し冷静にガイドラインに従って対応していこうということございます。ただ、一方で、東小学校などは、実際に4家族くらいは感染不安で登校しないという事例がございましたので、水際対策についてもしっかりとやっていかなければならぬと考えております。22日の会議ではこういったことについて議論を行いながら、川南や新富のものをベースにして作成した各市町村独自の休業基準を実際に示しながら、話し合いを行いました。今後は、各市町村が今回作成したそれぞれの基準で運用していくことになると思います。27日には、教科領域別部会の全体会をたかしんホールで行いました。それから2回目となります各校PTA会長との意見交換会を行っております。4月の下旬に一度目を行っております。休業等の判断は、最終的には、学校設置者である町長の指示を仰ぐことになるのですが、保護者の意見として参考にさせていただこうと考えております。なお、先ほど追加資料としてお配りしました「学校における今後の取組事項について」について少し説明いたします。この中で例えば報道等でも話題になっております夏季休業中にどれくらい授業日を設けるかという点についてですが、西都市は10日ほど授業を行うと聞いております。通知表についても検討すべき事項の一つです。今週くらいに方針を決定して来週の頭には校長会を開いて決定して、保護者への通知文も発出したいと考えております。この資料にあるように今学校は様々な問題を抱えているということを委員の皆様にも知つておいていただきたくて本日お配りさせていただいたところでございます。水泳をどうするかということも大きな問題でありましたが、結果的に4校とも実施することになりました。小学校の体育サポート事業においても水泳指導を行つてもらうスタッフを増員するなどといった手立てを打とうと考えているところです。運動会をどうするかということもこれから大きなテーマとなってくるのではないかと考えているところです。喫緊の問題として捉えているのが先生たちと保護者の皆さんとの顔合わせをどうするかということについてです。PTA総会や学級懇談会も開催できておりません。学校と保護者が一緒になって子供たちを育てるという体制が十分でない状況だと認識しているところです。29日に学校給食の理事会がありました。学校給食費の徴収方法や未納者対策等について議論を行っております。同じく29日に先ほども申し上げました初めての取組である学習塾との情報交換会を行っております。全部で7つの塾の方がお見えになりました。6月2日の県知事との意見交換会ですが、河野知事ではなく郡司副知事がお見えになりました。同じく29日に社会教育課関係となりますが、宮崎県埋蔵文化財センター所長がお見えになりました。埋蔵文化財を使った一般向けの講座を実施するということであります。それで6月3日が本日の定例会となっております。以上執務報告とさせていただきます。何かご質問等ございませんでしょうか。6月は明日から議会が始まります。6月5日には高鍋大師堂がリニューアルされたそうで、式典が行われることとなっております。あと6月14日には持田古墳群の草刈作業も行われる予定でございます。これから徐々に普段どおりの活動に戻つていただきたいと考えているところでございます。特に質疑はないということでおろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではこれで報告を終わりたいと思います。

日程第5 議案第29号「令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。まず、社会教育課長、説明をお願いします。

社会教育課長 (資料により説明)
川上 教育 長 次に、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 (資料により説明)
川上 教育 長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上 教育 長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第 29 号「令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 4 号）について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上 教育 長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 30 号「高鍋町学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 議案第 30 号 高鍋町学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について提案理由を説明させていただきます。

この要綱は、先ほど議案第 29 号の最後でもご説明申し上げました、「学校給食費返還事業」を町が行うにあたり、その根拠となるものでございます。

第 1 条、趣旨の部分に目的を示しておりますが、新型コロナウイルス感染対策として 3 月 2 日から 26 日までの間、全国一斉臨時休業措置が講じられたことに伴い、学校給食も中止となったことを受けて、学校給食を提供することを目的とした費用を負担した者に対して、補助を行うことを目的としているものでございます。

第 2 条に補助金交付者を定義しております。本町の場合ですと、宮崎県学校給食会と高鍋町学校給食会の 2 つの団体が対象となります。

第 4 条に補助対象経費を定義しております。（1）として、学校給食会が学校給食の提供を目的に購入及び加工を依頼した食材のうち、給食中止により提供できなかつたものの購入費、加工費、処分費、（2）としてその他町長が特に認めるものとしているところでございます。

他の条項は、補助金の手続きについて規定しておりますと、町の一般的な補助金交付要綱と変わりはございません。

なお、この要綱の施行日は 7 月 1 日としております。

以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川上 教育 長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上 教育 長 それではご質疑なしということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上 教育 長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

次の議案は秘密会といたしますので、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

川上 教育 長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上 教育 長 次回定例会の日程につきましては 7 月 2 日としてよろしいですか。

委 員 はい。

川上 教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程につきましては7月2日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

川上 教育長 日程第7 議案第31号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※秘密会

川上 教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和 2 年 7 月 2 日

高鍋町教育委員会 教育長 い) 上 浩

高鍋町教育委員会 教育委員 黒木知文

